



平成26年2月25日
内閣府（防災担当）

平成26年（2014年）豪雪非常災害現地対策本部等の改組等について

災害対策基本法第25条第6項の規定に基づき山梨県に設置している平成26年（2014年）豪雪非常災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）及び群馬県に設置している政府現地災害対策室（以下「現地対策室」という。）については、所管区域内における集落の孤立状態が概ね解消したことや、道路の除雪作業等の応急対策の実施に一定のめどがついたこと等により、2月25日（火）14時をもって、現地対策本部は、関係機関間の連絡調整等を行う政府現地連絡調整室へと改組し、現地対策室は閉鎖することといたしました。

（埼玉県には引き続き現地対策室を置いております。）

政府としては、今後とも、被災者の方々が一日も早く安心した生活を送ることができるよう、関係地方公共団体と連携を密にし、対応に万全を期して参ります。

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）付 山本、林
TEL：03-3501-5695（直通）